

多賀町男女共同参画計画
【 案 】

令和5年(2023年)3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の背景	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 多賀町の男女共同参画を取り巻く現状	6
1 多賀町の現状	6
2 アンケート調査の主な結果	10
3 多賀町の男女共同参画を取り巻く課題	22
第3章 計画の基本目標	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 計画の体系	25
第4章 施策の内容	26
1 男女共同参画についての理解・意識づくり	26
2 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍	28
3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり	31
第5章 計画の推進	34
1 多賀町における推進体制（人権対策本部）	34
2 町民・団体、事業者との協働	34
3 効果的な進行管理	34
4 指標	35

1 計画策定の趣旨

国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法^{*}」が施行され、その前文において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であるとしています。平成 12 年にはこの法律に基づく初めての国の計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、以降 5 年ごとの改定を行いながら総合的かつ計画的に施策を推進しています。

さらに、地方創生や平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に伴い、女性の社会進出の推進や労働参加率の向上などにも努めてきました。

このような取組により、男女共同参画に関する町民の理解は深まりつつあるものの、依然として、性別に基づく固定的な役割分担意識の存在や平等意識の浸透率の低さなど女性を取り巻く問題は多く、取り組むべき課題は今もなお多くあります。また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生活や雇用に大きな影響を与えていますが、これまでの働き方や生活様式を見直す転機ともなっており、これから先の男女共同参画社会の実現に向け新たな可能性を見出しつつあります。

こうした中で、社会情勢の変化等も考慮し、本町における課題や取り組むべき施策を明らかにし、町民・行政・地域・活動団体・事業所など様々な立場の皆さんと課題を共有し、力を合わせながら目標の達成に向けて総合的、また計画的に男女共同参画を進めていくために「多賀町男女共同参画計画」を策定するものです。

2 / 計画の背景

(1) 国際的な動き

世界では、国際連合が提唱した昭和 50 年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、様々な取組が展開されています。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60 年に批准しています。

また、平成 27 年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*}」が採択され、17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標（SDGs^{*}）」が掲げられました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール（目標）、ターゲットを設定していますが、17 の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー^{*} 平等を実現しよう」等、本計画と関連した目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標（SDGs）



(2) 国の動き

昭和 50 年に国際婦人年世界会議で「世界行動計画」が採択されたことを踏まえ、国は、昭和 52 年に「国内行動計画」を策定し、順次、男女共同参画に関する法律などの整備を進めてきました。

平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律では男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国における最重要課題として位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会を形成するための施策を推進することが重要であるとしています。この法律に基づき、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」を、その後、5 年ごとに基本計画が策定されています。令和 2 年に「第 5 次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、この計画においては、めざすべき男女共同参画社会の形成の促進を図るため、4 つの社会、①男女が個性と能力を發揮できる多様性に富んだ社会、②男女の人権が尊重される社会、③仕事と生活の調和が図られた社会、④国際的な評価を得られる社会が改めて提示されています。

(3) 滋賀県の動き

滋賀県では、平成 11 年 6 月に制定された男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、平成 13 年 12 月に、男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を發揮することができる、多様性に富んだ活力ある社会～男女共同参画社会～の実現に向けた「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定しました。そして、男女共同参画社会基本法および条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」を策定し、改定を重ねてきました。

平成 28 年 3 月には、「女性活躍推進法」の全面施行等を踏まえた「パートナーシッププラン 2020（滋賀県男女共同参画計画・女性活躍推進計画）」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進、女性活躍推進の取組を進めてきました。

この間、国においては、女性活躍推進法の一部改正（令和元年 6 月）により、民間企業等が職場の女性の活躍に関する状況把握や課題分析をした上で策定する事業主行動計画の策定義務を、常用労働者 101 人以上の企業まで拡大されました。また、令和 2 年 12 月には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進のための施策の推進が図られています。

さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大は、日々の働き方や暮らし方、価値観に及ぶまで大きな影響を与え、これまで抱えてきた男女共同参画の課題を改めて浮き彫りにしました。

このため、滋賀県を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題などを踏まえ、男女共同参画社会に向けた取組を一層加速させるための計画として「パートナーしがプラン 2025（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を策定し、総合的かつ計画的に推進しています。

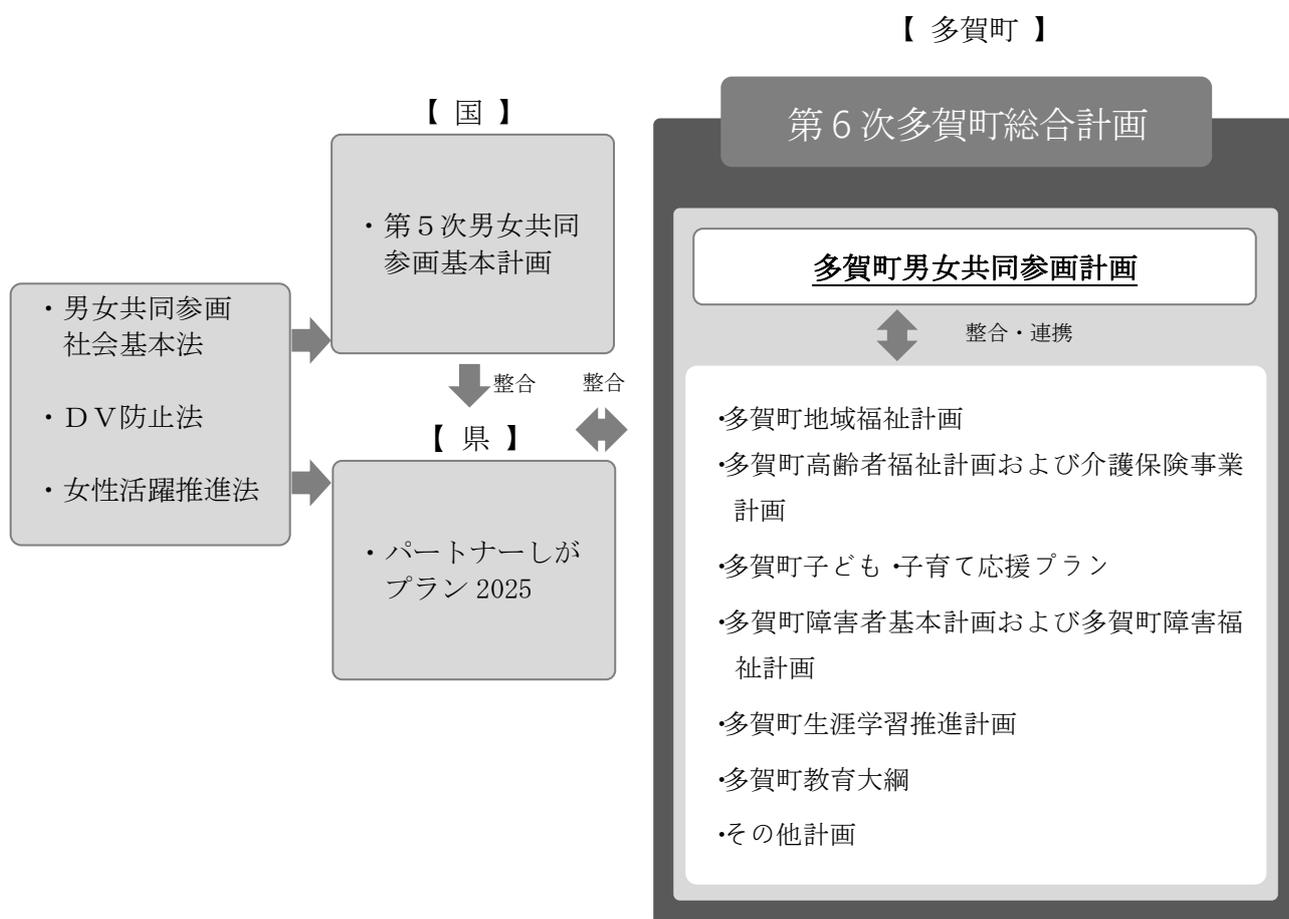
3 計画の位置づけ

男女共同参画社会を実現するために必要不可欠な次の二つの法律が制定され、この法律に基づく推進計画の策定が市町村の努力義務とされました。

この「多賀町男女共同参画計画」の一部を、以下の法律に基づく推進計画として位置づけ、法律の趣旨に則った施策を推進します。

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づきます。

○本計画は「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づきます。



4 / 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

5 / 計画の策定体制

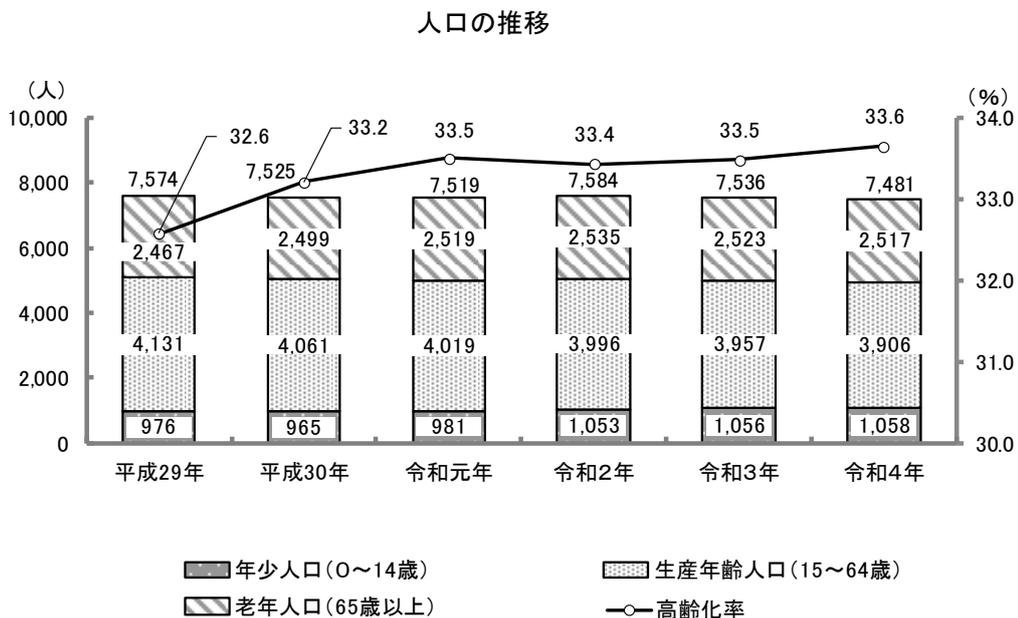
本計画は、本町在住の満18歳以上75歳未満の町民500人を対象に実施した「多賀町男女共同参画計画策定にかかる町民意識調査」の結果等を踏まえて策定しています。

1 多賀町の現状

(1) 人口に関する状況

① 人口の推移

本町の人口の推移をみると、平成29年以降減少傾向にあり、令和4年で7,481人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、15～64歳は減少しているのに対し、65歳以上は増加しており、総人口における65歳以上の人口が占める割合を示す高齢化率は令和4年で33.6%となっています。

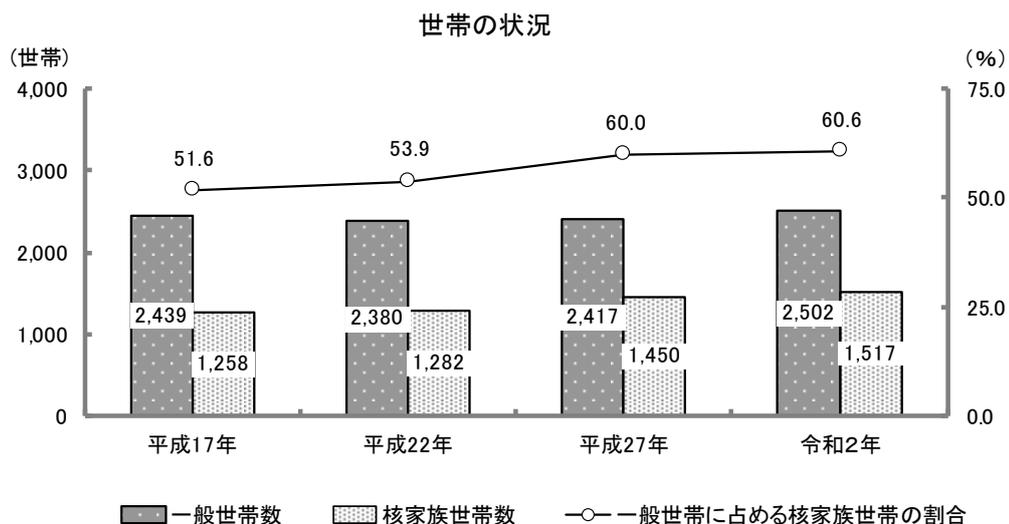


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 世帯に関する状況

① 世帯の状況

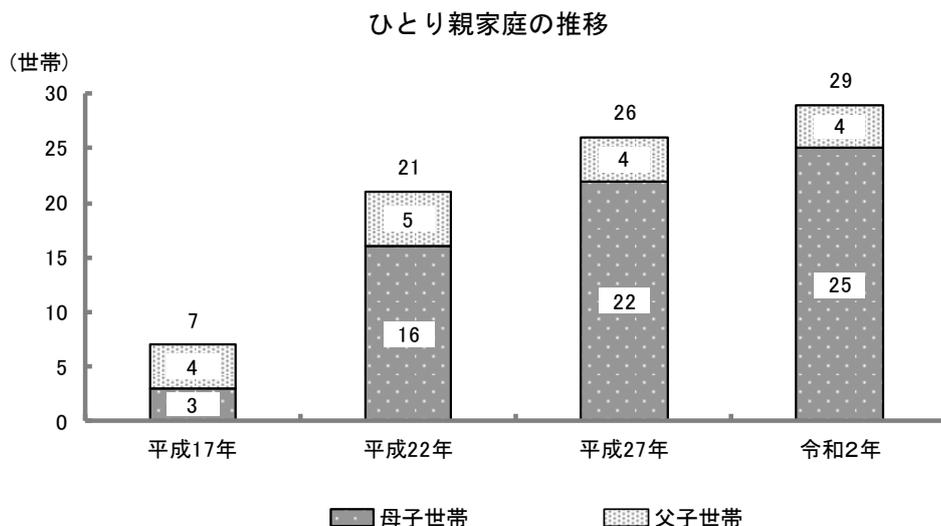
本町の世帯の状況を見ると、人口が減少している一方で、一般世帯数、核家族世帯数は増加しており、令和2年には、一般世帯数は2,502世帯、核家族世帯は1,517人となっています。



資料：国勢調査

② ひとり親家庭の推移

本町のひとり親家庭の推移を見ると、年々増加しており、令和2年には母子家庭は25家庭、父子家庭は4世帯となっています。

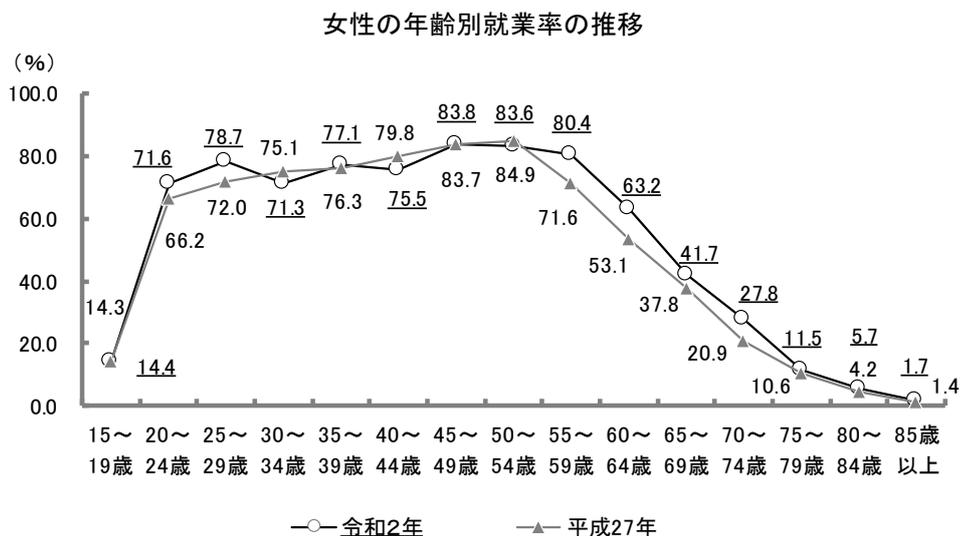


資料：国勢調査

(3) 就業に関する状況

① 女性の年齢別就業率の推移

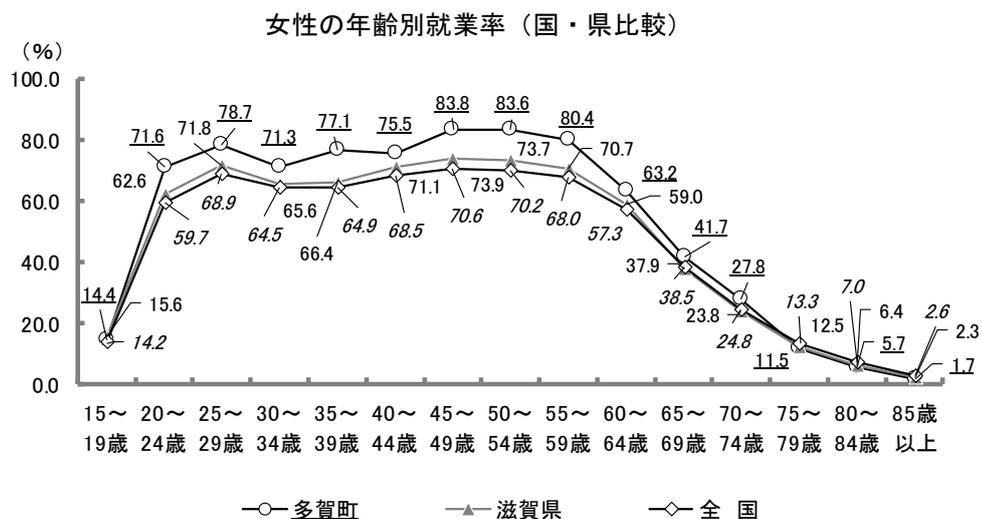
本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、平成27年に比べて、20～24歳から25～29歳、55～59歳から75～79歳にかけて就業率が高くなっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

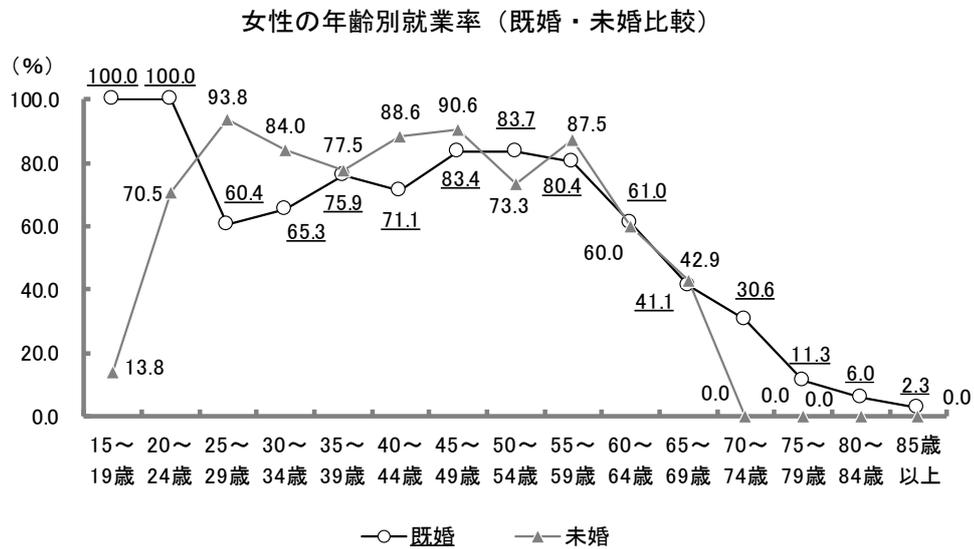
本町の女性の年齢別就業率を国・県と比較すると、20歳～74歳において高くなっています。



資料：国勢調査

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

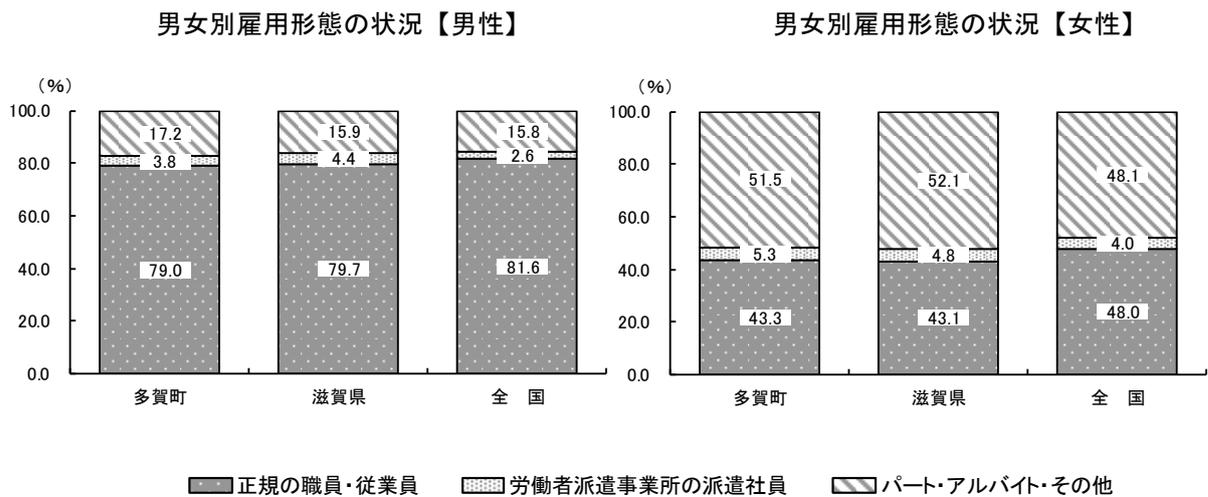
本町の女性の年齢別就業率を既婚、未婚別に見ると、25～29歳において未婚が93.8%であるのに対し、既婚は60.4%で大きな差が見られます。



資料：国勢調査

④ 男女別雇用形態の状況

本町の男女別雇用形態の状況をみると、正規の職員・従業員の割合が、男性が79.0%、女性が43.3%となっており、男女ともに全国より低くなっています。



資料：国勢調査

2 アンケート調査の主な結果

(1) アンケート調査の概要

① 調査対象

町内にお住まいの満18歳以上75歳未満の方の中から無作為抽出

② 調査期間

令和4年9月22日から令和4年10月11日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
500 通	219 通	43.8%

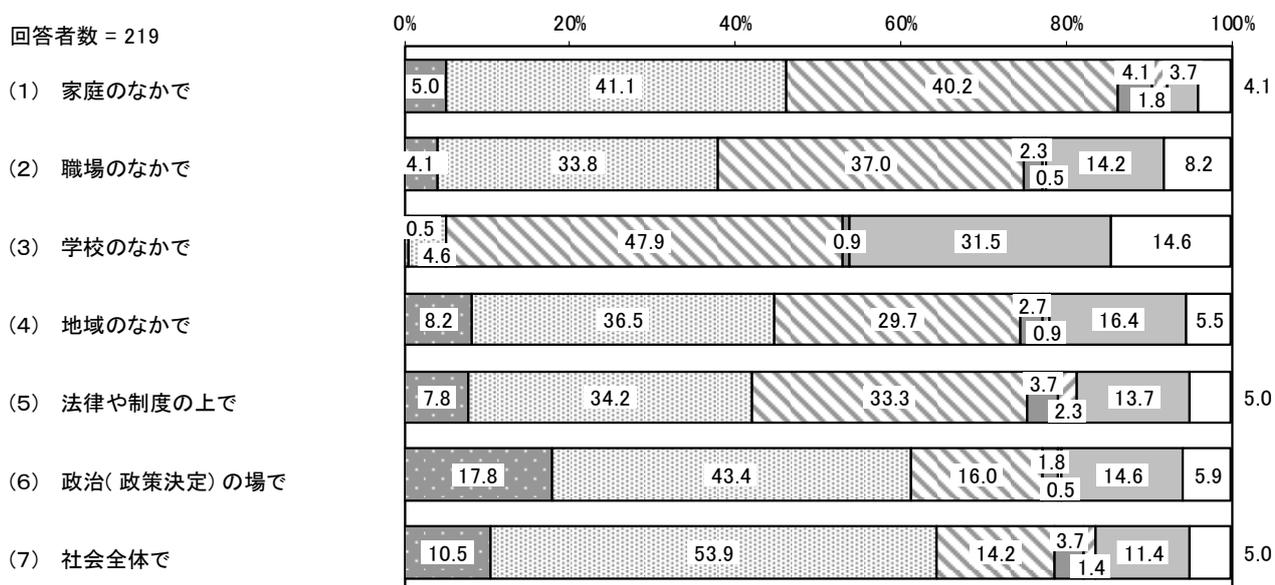
(2) アンケート調査の主な結果

① 各分野における男女の地位の平等について

『(3)学校のなかで』では、「平等である」「わからない」の割合が高くなっています
 『(6)政治(政策決定)の場で』『(7)社会全体で』では、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をあわせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。

- 男性の方が非常に優遇されている
- ▨ どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ▩ 平等である
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ▨ 女性の方が非常に優遇されている
- わからない
- 無回答

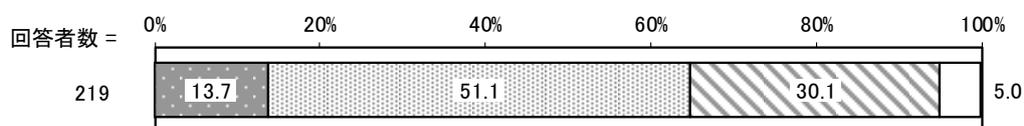
回答者数 = 219



② 日常生活で、「女らしさ／男らしさ」や「女性／男性の役割」などを言われたり期待されたりすることについて

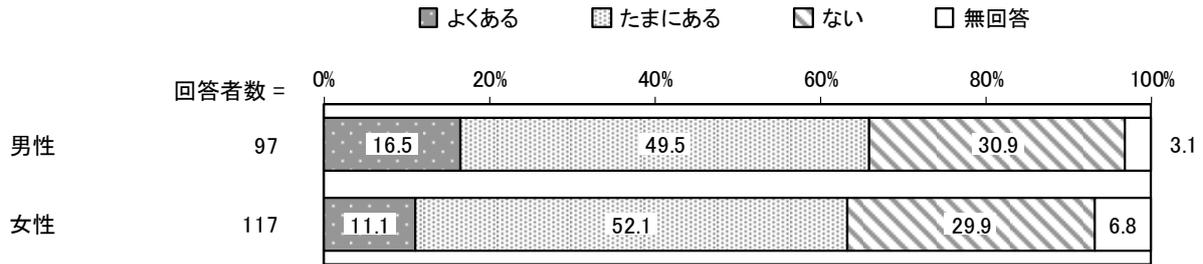
「たまにある」の割合が51.1%と最も高く、次いで「ない」の割合が30.1%、「よくある」の割合が13.7%となっています。

- よくある
- ▨ たまにある
- ▩ ない
- 無回答



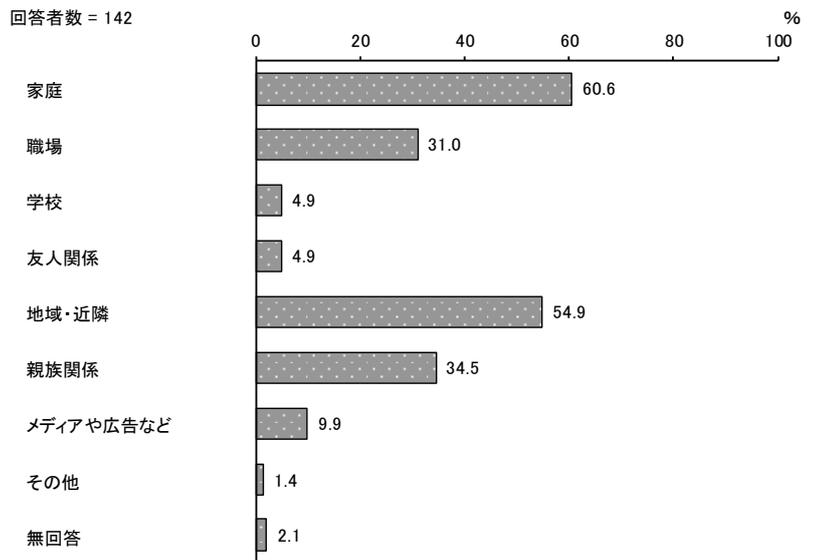
【性別】

性別でみると、女性に比べ、男性で「よくある」の割合が高くなっています。



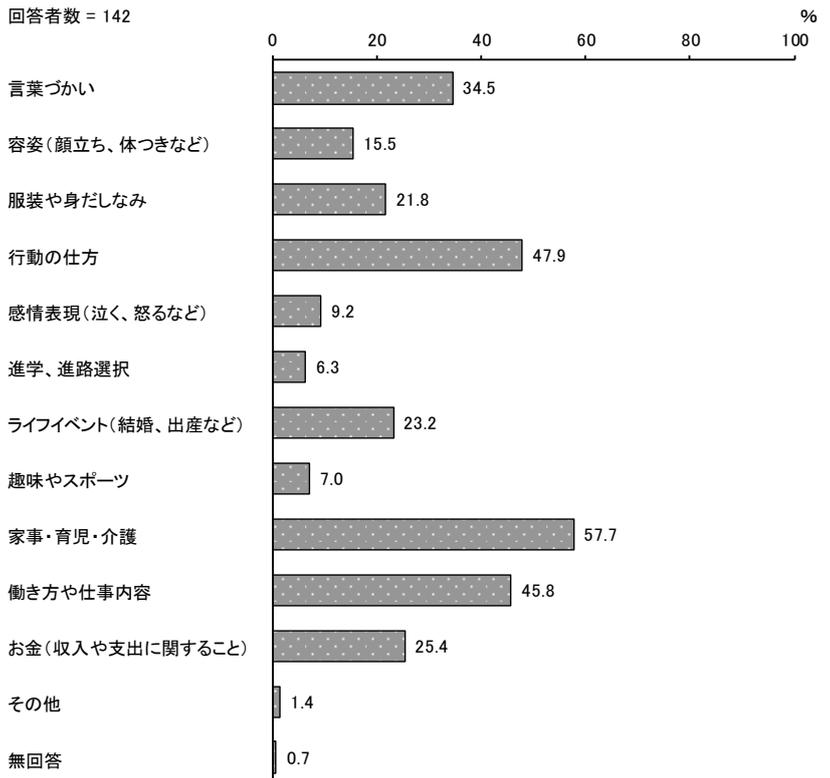
③ どのような場で言われたり期待されるかについて

「家庭」の割合が60.6%と最も高く、次いで「地域・近隣」の割合が54.9%、「親族関係」の割合が34.5%となっています。



④ 期待される内容について

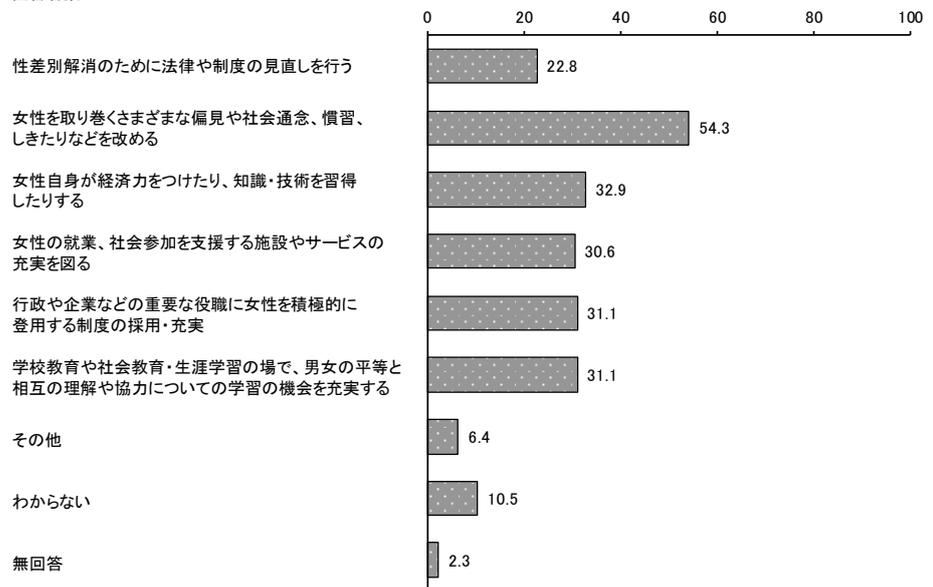
「家事・育児・介護」の割合が57.7%と最も高く、次いで「行動の仕方」の割合が47.9%、「働き方や仕事内容」の割合が45.8%となっています。



⑤ 男女があらゆる分野で平等になるために必要なことについて

「女性を取り巻くさまざまな偏見や社会通念、慣習、しきたりなどを改める」の割合が54.3%と最も高く、次いで「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得したりする」の割合が32.9%、「行政や企業などの重要な役職に女性を積極的に登用する制度の採用、充実」、「学校教育や社会教育、生涯学習の場で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習の機会を充実する」の割合が31.1%となっています。

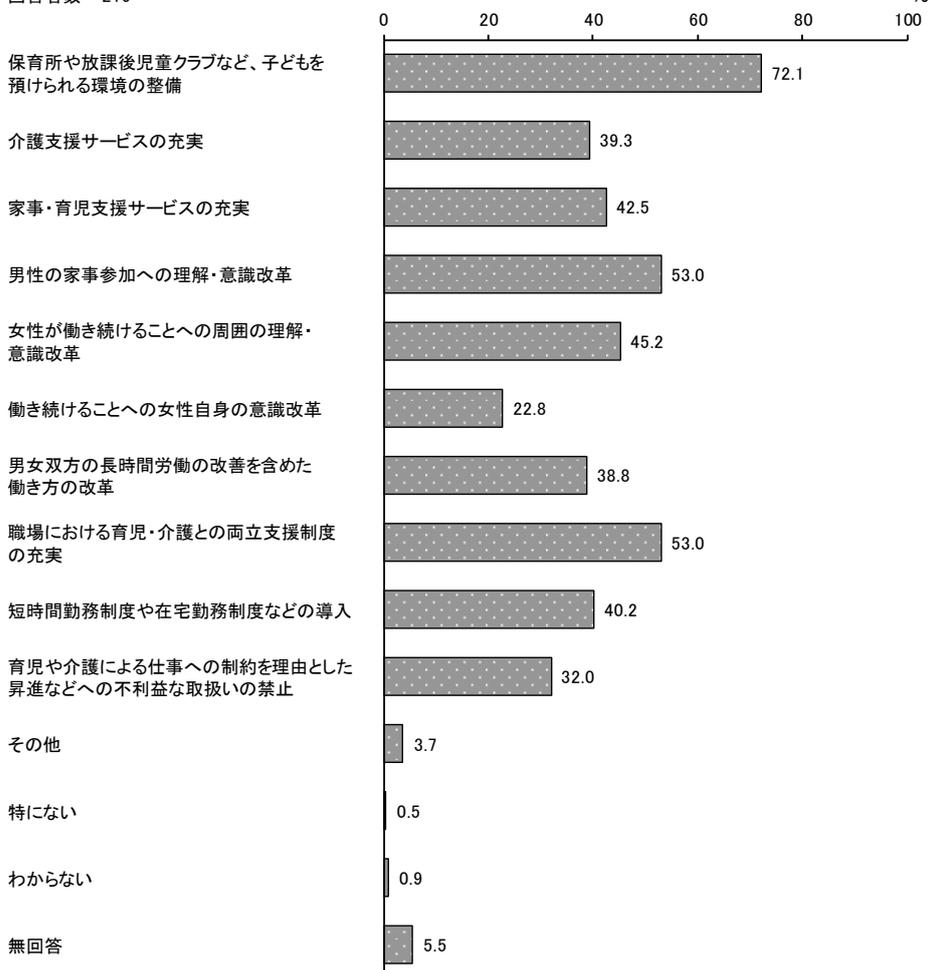
回答者数 = 219



⑥ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭、社会、職場において必要なことについて

「保育所や放課後児童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が72.1%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解、意識改革」、「職場における育児、介護との両立支援制度の充実」の割合が53.0%となっています。

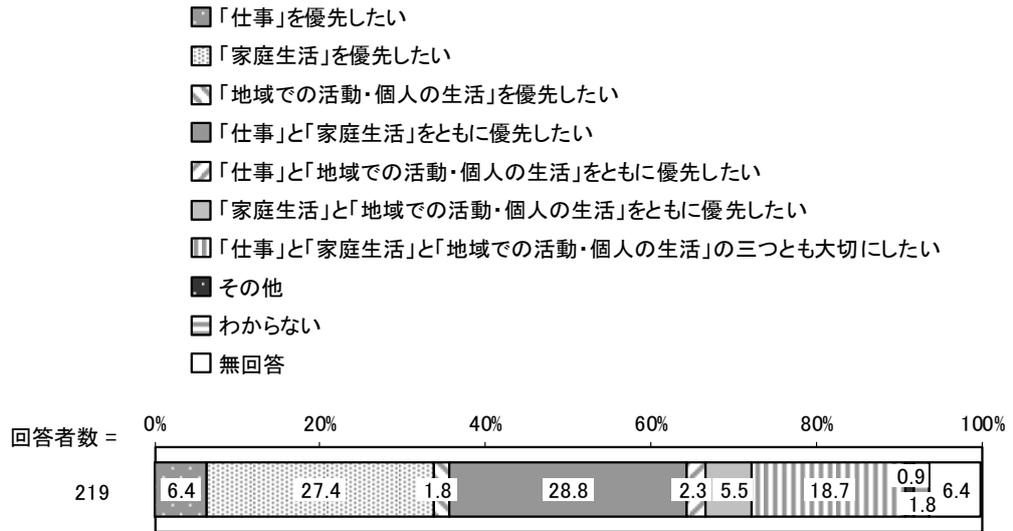
回答者数 = 219



⑦ 生活の中で仕事、家庭生活、地域での活動、個人の生活で何を優先するかについて

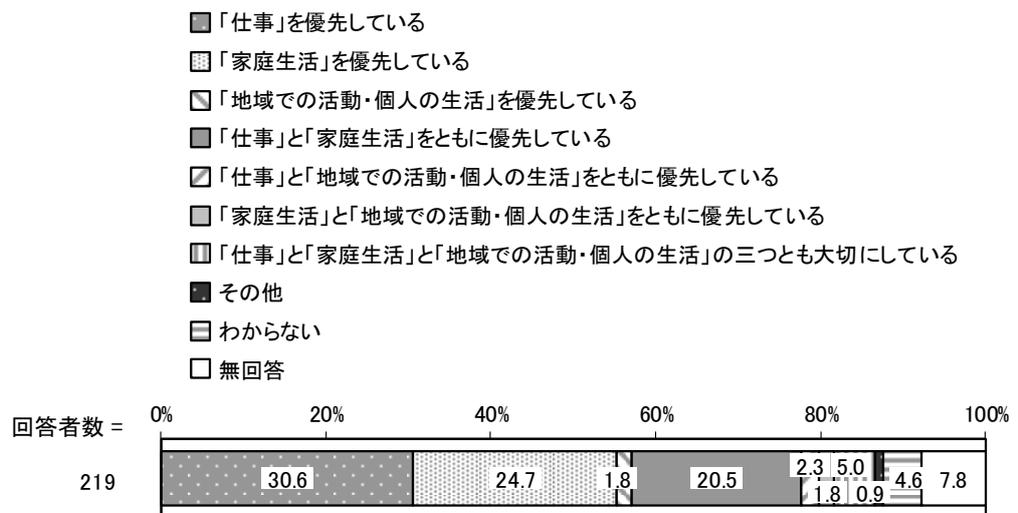
【A 希望として】

「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」の割合が28.8%と最も高く、次いで「家庭生活」を優先したい」の割合が27.4%、「仕事」と「家庭生活」と「地域での活動、個人の生活」の三つとも大切にしたい」の割合が18.7%となっています。



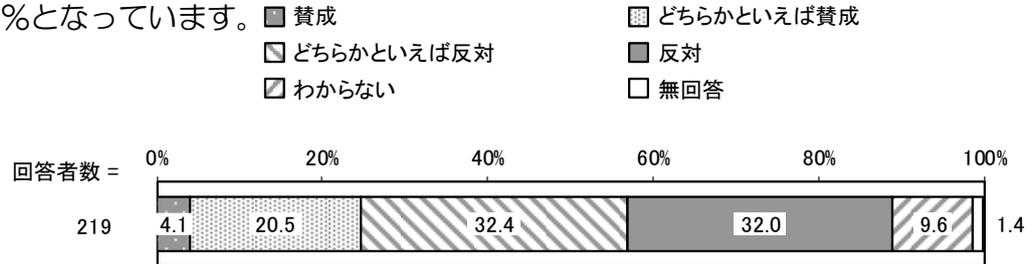
【B 現実として】

「仕事」を優先している」の割合が30.6%と最も高く、次いで「家庭生活」を優先している」の割合が24.7%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」の割合が20.5%となっています。



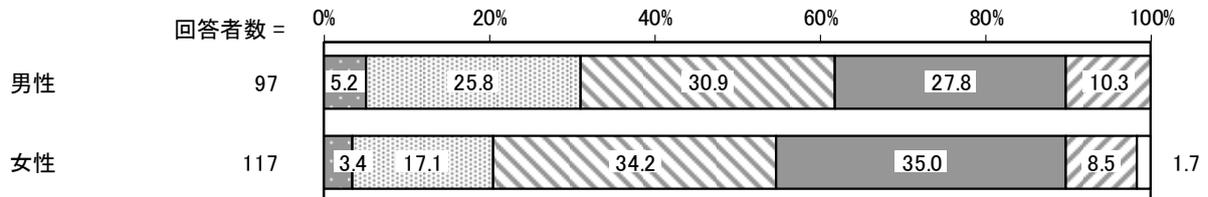
⑧ 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

「賛成」と「どちらかといえば賛成」をあわせた“賛成”の割合が24.6%、「どちらかといえば反対」と「反対」をあわせた“反対”の割合が64.4%、わからないの割合が9.6%となっています。



【性別】

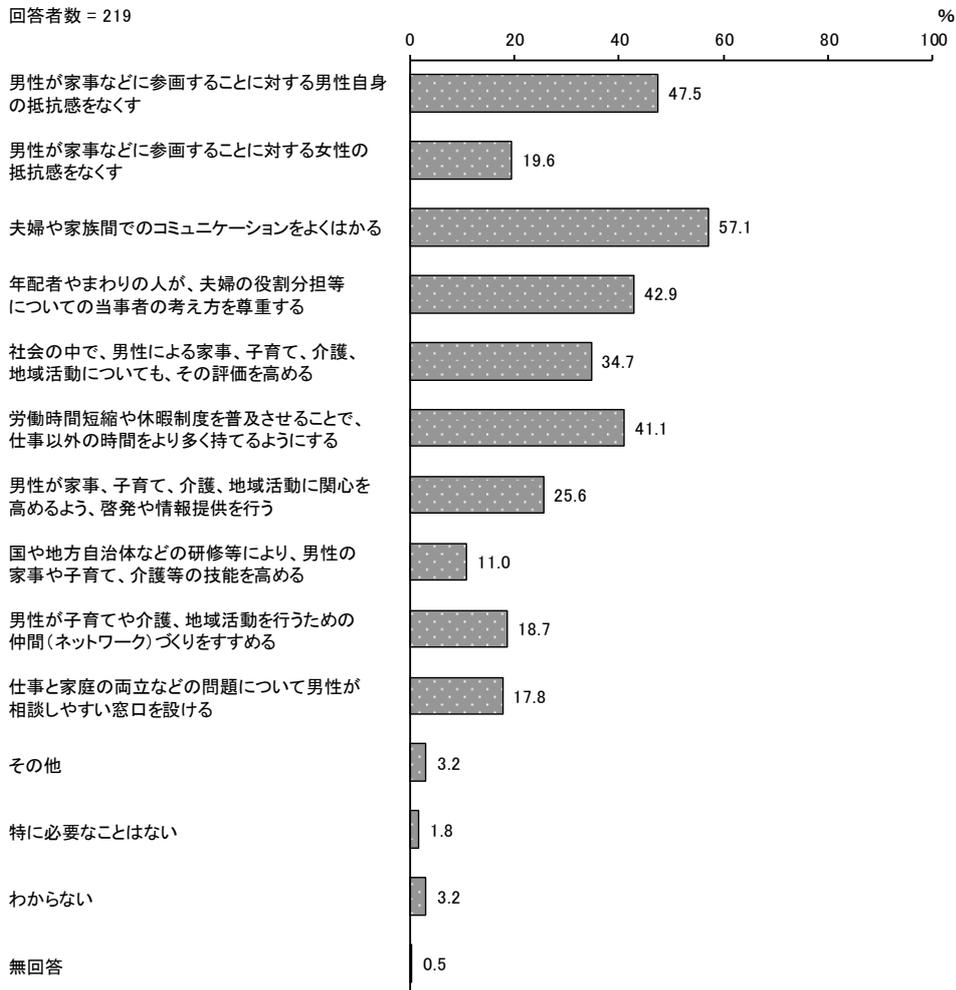
性別で見ると、女性に比べ、男性で“賛成”の割合が高くなっています。一方、男性に比べ、女性で“反対”の割合が高くなっています。



⑨ 今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくため必要なことについて

「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が57.1%と最も高く、次いで「男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくす」が47.5%となっています。

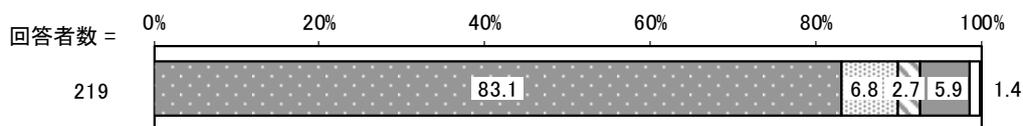
回答者数 = 219



⑩ 子育てについての考えについて

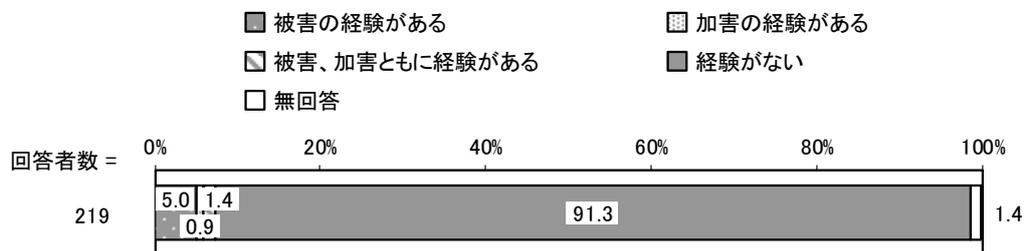
「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重する方がよい」の割合が83.1%と最も高くなっています。

- 男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重する方がよい
- ▨ 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい
- その他
- わからない
- 無回答



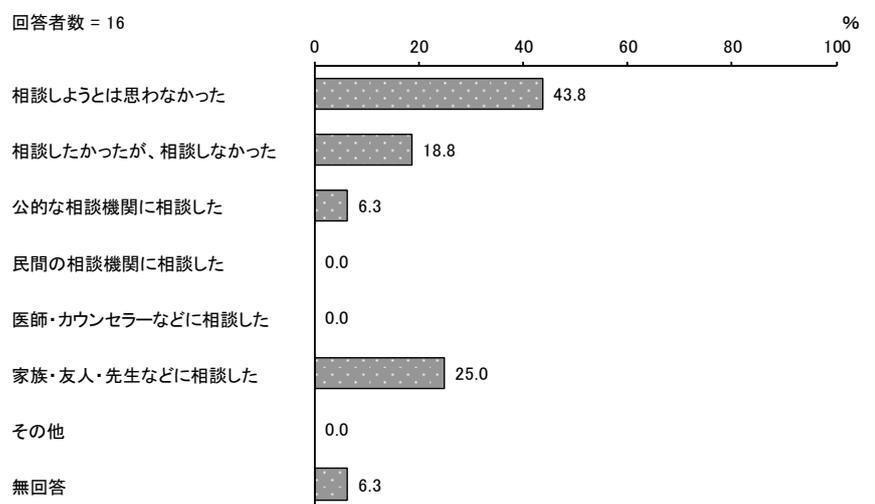
⑪ 配偶者、パートナーまたは恋人との間において、DV、デートDVの経験について

「経験がない」の割合が91.3%と最も高くなっています。



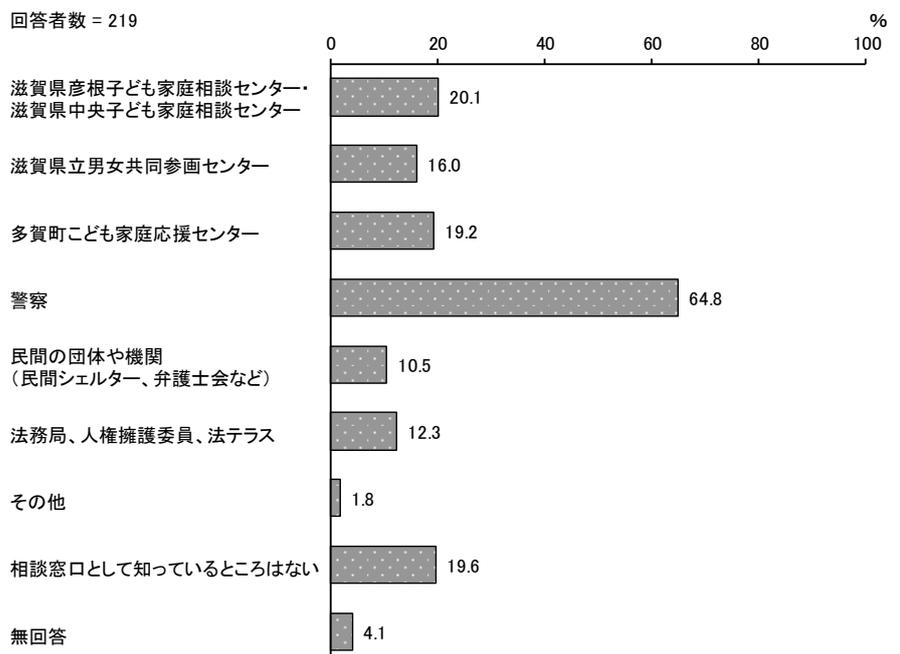
⑫ DVについて誰かに打ち明けたり相談したかについて

「相談しようとは思わなかった」の割合が43.8%と最も高く、次いで「家族、友人、先生などに相談した」の割合が25.0%、「相談したかったが、相談しなかった」の割合が18.8%となっています。



⑬ 配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度について

「警察」の割合が64.8%と最も高く、次いで「滋賀県彦根子ども家庭相談センター、滋賀県中央子ども家庭相談センター」の割合が20.1%、「相談窓口として知っているところはない」の割合が19.6%となっています。

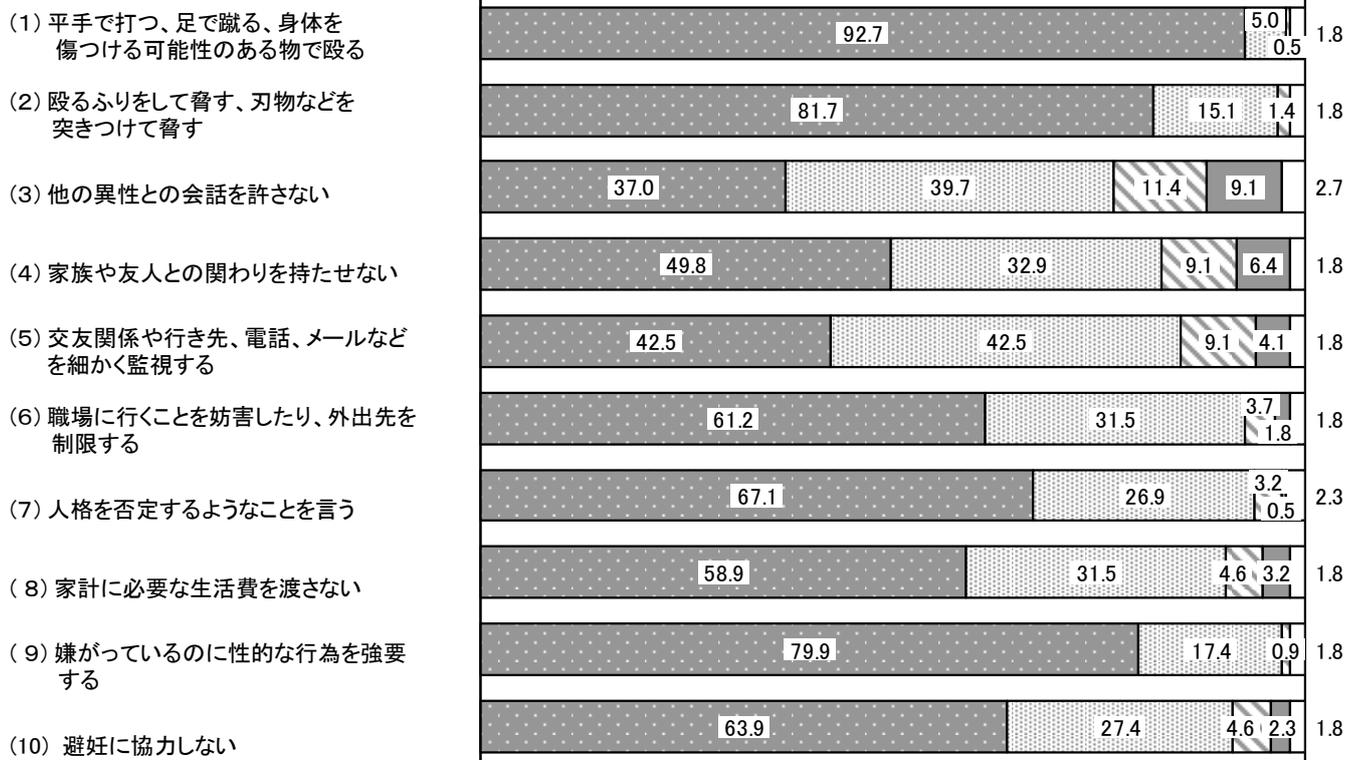


⑭ 次のようなことが配偶者等や交際相手の間で行われた場合、それを暴力だと思うかについて

『(3)他の異性との会話を許さない』で「どちらかといえば暴力にあたると思わない」と「暴力にあたると思わない」をあわせた“暴力にあたると思わない”の割合が高くなっています。

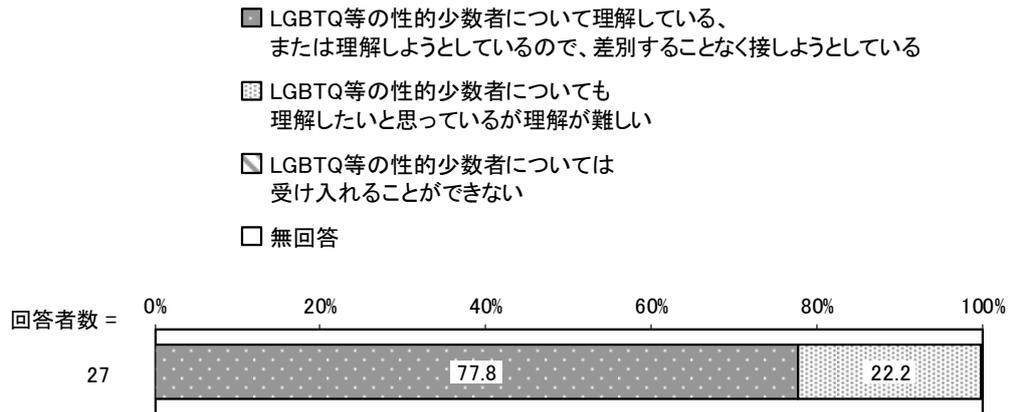
- 暴力にあたると思う
- ▨ どちらかといえば暴力にあたると思う
- ▩ どちらかといえば暴力にあたると思わない
- 暴力にあたると思わない
- 無回答

回答者数 = 219



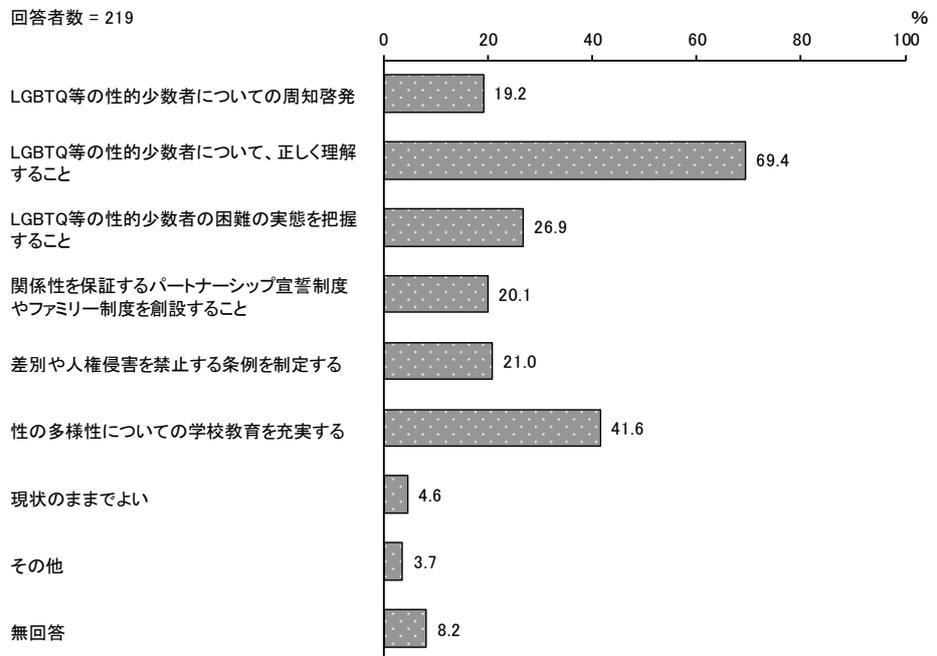
⑮ LGBTQ等の考え方について

「LGBTQ等の性的少数者について理解している、または理解しようとしているので、差別することなく接しようとしている」の割合が77.8%と最も高く、次いで「LGBTQ等の性的少数者についても理解したいと思っているが理解が難しい」の割合が22.2%となっています。



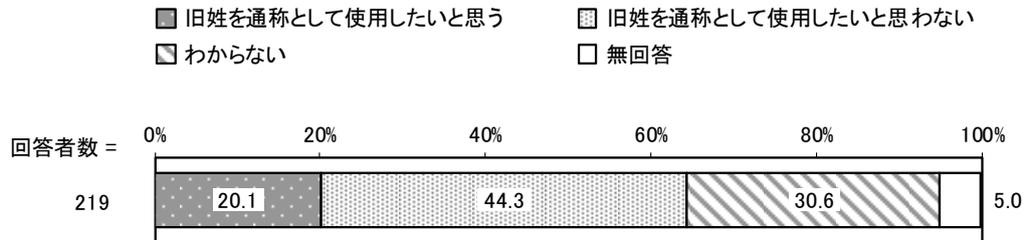
⑯ LGBTQ等の性的少数者の困難を解決して、暮らしやすい社会としていくために必要なことについて

「LGBTQ等の性的少数者について、正しく理解すること」の割合が69.4%と最も高く、次いで「性の多様性についての学校教育を充実する」の割合が41.6%、「LGBTQ等の性的少数者の困難の実態を把握すること」の割合が26.9%となっています。



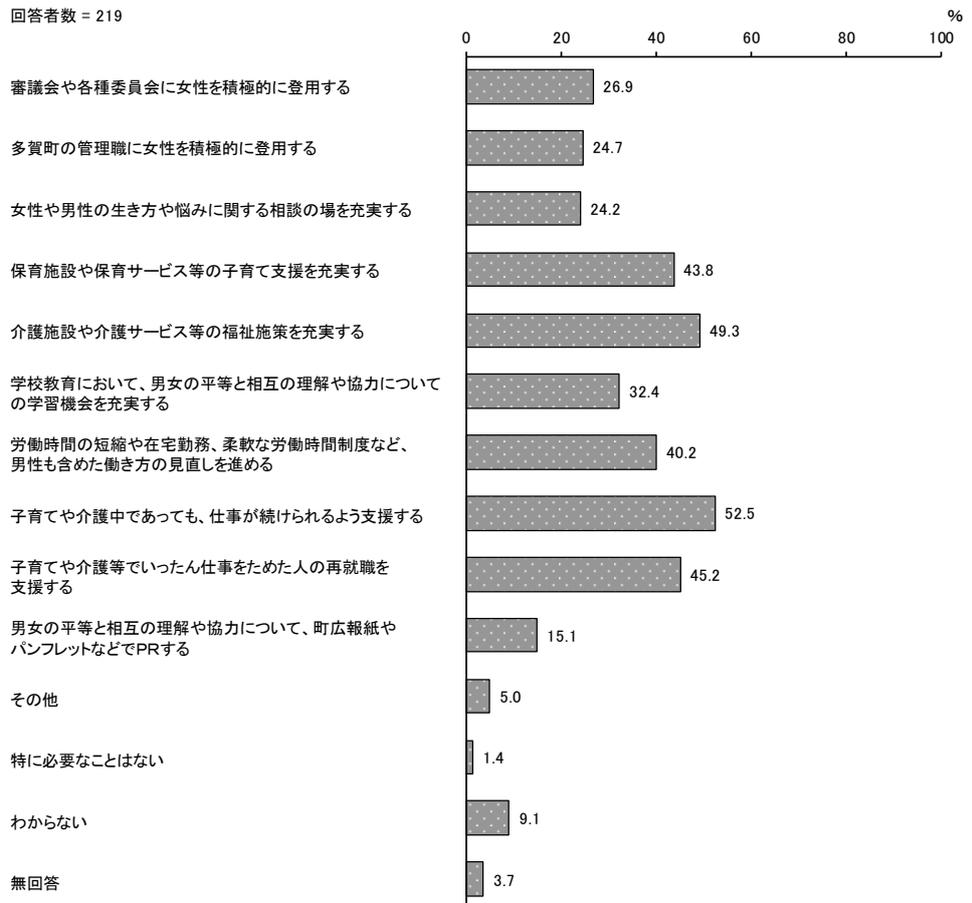
⑰ 旧姓使用についての意識について

「旧姓を通称として使用したいと思わない」の割合が44.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が30.6%、「旧姓を通称として使用したいと思う」の割合が20.1%となっています。



⑱ 男女共同参画社会を実現するために多賀町が力をいれるべきことについて

「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」の割合が52.5%と最も高く、次いで「介護施設や介護サービス等の福祉施策を充実する」の割合が49.3%、「子育てや介護等でいったん仕事をためた人の再就職を支援する」の割合が45.2%となっています。



3 / 多賀町の男女共同参画を取り巻く課題

男女共同参画についての理解・意識の醸成について

国において、男女共同参画社会に関する法律や取り組みが行われている中で、アンケート調査をみると、家庭や職場、地域などで未だに男性が優遇されていると感じている町民が多いことがえます。また、「女らしさ／男らしさ」など言われたり、期待されたりすることが“ある”の割合が6割以上となっています。

固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進が求められています。

今後、それぞれの性別やライフステージに応じて、町民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取り組みを行うことが必要です。

自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍について

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることは男女共同参画社会を実現する上でとても重要なことです。

アンケート調査では、女性が働き続けるために必要なこととして、「子どもを預けられる環境の整備」や「男性の家事参加への理解・意識改革」、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」などがあげられています。

今後、女性が、職場や地域などで活躍できるよう、働き方の見直しや柔軟な就労形態などの就労環境の整備とともに、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備していくことが必要です。

自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくりについて

現在、社会問題にもなっているDVや各種ハラスメントに対して、家庭や地域、企業で対応を図っていくことが重要となります。

アンケート調査をみると、DVやデートDVなどの経験については、若干ではありますが、「被害の経験がある」と回答した町民がいることがわかりました。

暴力の被害者が躊躇せずに被害を訴え、または相談し、包括的に支援が受けられるよう、関係各課、団体が連携し、医療や法的支援など被害者の立場に立った効果的な支援体制の整備を進めるとともに、DVをはじめ、ハラスメント、性犯罪等、あらゆる暴力を予防するために、住民の認識を高める意識啓発や予防啓発を引き続き行う必要があります。

第 3 章

計画の基本目標

1 基本理念

性別に関わりなく一人ひとりがお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、ともに参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、「あらゆる人々が温かなつながりのもと笑顔で暮らせるまち 多賀町」を基本理念とした様々な施策を計画的に推進します。

基本理念

**あらゆる人々が温かなつながりのもと
笑顔で暮らせるまち 多賀町**

2 / 基本目標

基本目標 1 男女共同参画についての理解・意識づくり

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていけるよう、固定的性別役割分担意識を解消し、一人ひとりが性別にかかわらず多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認めあう意識を醸成し、様々な活動とともに参画できるよう推進します。

基本目標 2 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍 【女性活躍推進】

男女共同参画社会の実現のためには、さまざまな分野において多様な価値観と発想を取り入れることが必要です。特に、雇用の分野においては、男女の平等と働きやすい環境の実現が求められます。

男女ともに働きやすい環境整備を進め、自分の望むライフコースを選ぶことができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が図れるよう働き方の見直しや柔軟な就労形態、子育てや介護と仕事を両立できる環境を整備します。また、政策・方針決定の課程への女性の参画が進むよう環境整備を進めます。

基本目標 3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

ドメスティック・バイオレンス(DV)は重大な人権侵害であるという認識を誰もが持ち、DVやハラスメントなどあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するため、健康で安心して暮らせる生活環境を整え、生涯にわたり男女の健康づくりを支援します。

さらに、生活上の困難に直面する人びとに対し、自立と安定のための支援を行います。

3 / 計画の体系

【基本理念】
 あらゆる人々が温かなつながりのもと笑顔で暮らせるまち
 多賀町

基本目標 1 男女共同参画についての理解・意識づくり

(1) 広報・啓発による理解・意識づくりの推進

(2) 性的少数者への理解の推進

基本目標 2 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

(1) 政策・方針決定の課程への女性の参画の促進

(2) ロールモデルとなるための庁内の働き方改革の促進

(3) 子育て支援の充実

(4) 育児・介護等の相談体制の充実

(5) 地元企業や地域団体などにおける女性の参加促進

基本目標 3 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

(1) DV防止や児童虐待防止にかかる相談体制の整備と強化

(2) ハラスメント防止対策の推進

(3) 生涯を通じた心と体の健康支援

(4) 防災・復興および地域防犯活動における男女共同参画の推進

第4章

施策の内容

1 男女共同参画についての理解・意識づくり

(1) 広報・啓発による理解・意識づくりの推進

方向性

男女共同参画の視点を重視しつつ、人権との相互関係も視野にいた研修会や講演会を行い、男女共同参画社会への理解と意識の向上を図ります。

誰もが、固定的性別役割分担意識にとらわれず、地域や社会で活躍できる男女共同参画社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場などにおいて、人権尊重や男女の相互理解について学び、理解を深めていきます。

また、町広報誌や町ウェブページ等を活用し、様々な方法で男女共同参画の重要性や必要性について、広報・啓発を行います。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・人権リーダー研修会、地域で開催されている人権問題字別懇談会、職員向け研修会など各種研修会のテーマに男女共同参画を取り入れ、男女共同参画社会への理解と意識づくりを推進します。	総務課 生涯学習課
・男女共同参画週間に合わせて、町有線放送での案内を行います。また、図書館で理解を深める為の本の紹介や、コーナー展示を行い、幅広く周知・啓発を行います。	総務課 生涯学習課（図書館）
・保育園、こども園、小学校、中学校と連携し、男女共同参画に関する教育や、性的少数者（LGBTQ）やDVについての教育を推進します。	学校教育課
・保育園、こども園、子育てサークルと連携し、子育て世代の保護者への親子とのふれあい活動や子育て、男女共同参画に関する講演会等を実施します。	生涯学習課
・町広報誌や町ウェブページ等を活用し、男女共同参画やDV等に関する情報を発信していきます。	総務課 福祉保健課 企画課

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 小学校・中学校と連携し、児童・生徒の男女共同参画に関する意識や考え方などを把握するため、アンケート調査の実施などを検討していきます。 	総務課 学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 各自治会等で行われている男女共同参画に関する取り組みを、他の自治会等に情報提供していきます。 	総務課 企画課

(2) 性的少数者（LGBTQ）への理解の推進

方向性

一人ひとりが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、性的少数者（LGBTQ）に関する正しい知識の普及に努めます。

具体的施策

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 研修会の機会や町有線放送などを活用し、性的少数者（LGBTQ）に関する理解を促進します。 	総務課 生涯学習課 全課
<ul style="list-style-type: none"> 保育園、こども園、小学校、中学校と連携し、性的少数者（LGBTQ）について考える機会を設けます。 	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> 性的少数者（LGBTQ）が町役場等の公共施設などを利用しやすい環境整備に向けて情報収集を進めていきます。 	総務課 全課

2 / 自分らしくいきいきと働ける環境づくりと女性の活躍

(1) 政策・方針決定の課程への女性の参画の促進

方向性

審議会などの委員に占める女性の割合の引き上げを常に意識しながら、今後も積極的に女性の登用を図ります。

また、庁内の女性職員について、研修などへの参加を促進するとともに、昇任や管理職への登用を進めながら職域の拡大を図り、女性の視点を生かせる職場づくりを目指します。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・多様な意見を反映するため、審議会等の委員は性別や年齢に関わりなく多様性のある委員の登用を進めます。	全課
・女性議員の増加に備えた環境整備を進めます。	議会事務局
・庁内女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。	総務課

(2) ロールモデルとなるための庁内の働き方改革の促進

方向性

庁内の働き方が、地域企業のロールモデルとなるよう、仕事の効率化を図り、働き方改革を促進していきます。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・町民サービスの向上と、庁内職員の仕事の負担を軽減するため、電子申請等のICTを活用した仕事の効率化を図っていきます。	企画課 全課

(3) 子育て支援の充実

方向性

仕事と子育てを両立できる環境の整備の1つとして、様々な状況の家庭で安心して子育てができるよう子育て支援サービスの充実に努めます。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・就園前の子どもや保護者の居場所づくりを行い、子育ての負担や不安を解消できるよう、子育て支援センターのサービスの充実に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭応援センター)

(4) 育児・介護等の相談体制の充実

方向性

育児や介護等に関する悩みや問題に対して、解決に向けた相談できる支援体制を構築していきます。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・窓口や電話等で、育児や介護等に関する様々な悩みや問題を解決するための相談および支援を行います。	福祉保健課

(5) 地元企業や地域団体などにおける女性の参加促進

方向性

職場において、採用、昇進、配置、教育訓練などで男女平等を推進するため、地元企業等への啓発を行います。

また、地域社会における男女共同参画の推進を図るために、地域における団体の女性の活躍を推進するための支援を行います。

具体的施策

取り組み内容	担当課
• 労働環境の改善や労働関係の各種法律についての資料を収集し、チラシ等の配布を行い、情報の提供や周知・啓発に努めます。	産業環境課
• 企業訪問の機会などを通じ、町内事業所に各種労働関係の法律や制度等について情報提供を図り、意識啓発を図ります。	総務課 産業環境課
• 自治会など地縁組織団体の女性の活躍を支援していきます。	総務課

3 / 自分らしく健やかに安心して暮らせる基盤づくり

(1) DV防止や児童虐待防止にかかる相談体制の整備と強化

方向性

あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、DV、性犯罪などの根絶は男女共同参画社会を形成していくうえでは重要な課題です。関係機関との連携を強化し、DV防止に努めます。

また、児童虐待に関して、適切な対応を促進するよう、関係機関と連携を図るとともに、子どもの安全を確保していきます。

男女共同参画やDV、子どもの虐待に関する相談に対し、関係課や滋賀県配偶者暴力相談センター（滋賀県彦根子ども家庭相談センター内）等の関係機関と連携を図り、早急な対応がとれる体制づくりを強化していきます。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待や、配偶者等による暴力（DV）を未然に防止するとともに、虐待、暴力被害等があった場合には速やかに専門機関へ対応をつないでいけるよう、関係機関との定期的な意見交換の場を設けるなど、連携強化に努め、虐待防止等ネットワークの充実・強化を進めます。	福祉保健課
・DV被害、児童虐待の相談に対応します。相談者の相談内容に応じた支援を行うため、関係課が連携して対応できる体制づくりを進めます。	福祉保健課 教育総務課（子ども・家庭応援センター）

(2) ハラスメント防止対策の推進

方向性

職場内における様々なハラスメントの防止対策を推進します。

具体的施策

取り組み内容	担当課
・ハラスメントの事案や対策に関する情報を提供し、職場内ハラスメント防止を啓発します。	総務課

(3) 生涯を通じた心と体の健康支援

方向性

町民が生涯にわたり健康を保持できるよう、心と体の健康に関する様々な情報提供・健康相談事業を実施し、性差に応じた主体的な健康づくりを支援します。

具体的施策

取り組み内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">町広報誌や町ウェブページ等の様々な媒体を活用し、健康に関する情報を発信します。また、いきいきライフ体験塾等健康づくり事業を実施し、町民の生活習慣の改善や健康づくりを支援します。	福祉保健課
<ul style="list-style-type: none">特定健診などの受診を促進し、自分の健康状態を把握してもらうことにより、より多くの町民の健康意識の啓発を図ります。健診を健康活動の第一歩と位置づけ、がん検診、特定健診、肝炎ウイルス検診、スマート健診などが同時に受けられる総合健診の推進、健診の日曜日開催、血管年齢測定の実施など、町民が健診を受診しやすい工夫を図ります。	税務住民課 福祉保健課
<ul style="list-style-type: none">健康相談、健康教育および講座・研修を実施し、男女の健康保持と増進に努めます。	福祉保健課
<ul style="list-style-type: none">母子健康手帳発行時に妊婦健康診査の受診を勧奨するとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。	福祉保健課

(4) 防災・復興および地域防犯活動における男女共同参画の推進

方向性

地域防災や災害復興対策について、男女のニーズの違いを考慮し、安全で安心な地域生活を築くことのできる仕組みを強化します。

また、防犯意識の高揚や子どもや女性、高齢者が被害に遭うことのない、地域防犯活動の充実を図ります。

具体的施策

取り組み内容	担当課
• 男女のニーズの違いや障がいのある人、性的少数者など災害時に困難に直面する人々を考慮し、すべての人が安心して過ごせるよう男女共同参画の視点で避難所の運営を行っていきます。	総務課
• 婦人消防隊の積極的な取組を支援し、活動の充実を図ります。	総務課
• 所管警察署と連携し、防犯意識の高揚の啓発活動を行います。また子どもの防犯対策のため、通学路上に防犯カメラを設置していきます。	総務課 学校教育課

第5章

計画の推進

1 多賀町における推進体制（人権対策本部）

本町における男女共同参画を推進していくためには、行政自ら男女共同参画についての理解を深め、庁内での取組をはじめ、総合的な施策を展開する気運を高め、実施していくことが必要です。

施策の総合的、計画的かつ効果的な推進に向け、各課、局、室、園等の長と課長補佐、園長補佐等で構成される多賀町人権対策本部を男女共同参画の推進のための機関としても位置付け、男女共同参画の推進にかかる協議および調査研究を行うとともに、関係機関の連絡調整を図ります。

2 町民・団体、事業者との協働

本計画の推進にあたっては、町民一人ひとりの意識と行動が変わることや、事業者の積極的な取組、家庭や学校における教育など、あらゆる場面における取組が必要です。

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、町民、事業者との協働を図ります。

3 効果的な進行管理

（1）毎年度の進捗状況報告に基づく計画の進行管理

計画の推進にあたっては、毎年度、進捗状況の確認・評価を行い、施策内容の検証および効果的な進捗管理を行います。

（2）指標項目の設定

計画の進行管理において、進捗状況を評価するための方策として、数値による指標の設定とその定期的把握が効果的です。

男女共同参画の推進状況を把握するために、数値目標を設定します。

4 指標

指標	現状値	目標値 (令和14年度目標)
審議会等女性比率の増加 ※1	33.8% (令和4年度)	36%
女性の代表または副代表がいる自治会の増加 ※1	0% (令和4年度)	5%
多賀町役場における女性の管理職の割合の増加 (課長・参事相当職) ※1	29.4% (令和4年度)	35%
多賀町役場における育児休業および部分休業の取得割合の増加 ※2	75% (令和3年度)	85%
電子申請の可能な手続き割合の増加 (オンライン化を推進すべき手続き中) ※2	39.7% (令和3年度)	50%
子宮頸がん検診受診率の増加	9.4% (令和3年度)	30%
乳がん検診受診率の増加	10.1% (令和3年度)	30%
特定検診受診率の増加	53.8% (令和3年度)	65%

※1 市町における男女共同参画推進状況調査(滋賀県) 令和4年12月

※2 多賀町行政改革大綱実施計画 令和3年度進捗状況